

けんみん信組相続定期預金

家族の架け橋

ご家族から受け継がれた大切なご資産を
特別な金利の定期預金で
お預かりいたします

優遇金利で継続書替えができます！

(ただし、1回に限ります。)

3カ月または6カ月

年

0.550%

初回預入れ

1年
年
0.040%

3年
年
0.055%

5年
年
0.080%

書替後



ちかくにいるから、チカラになれる。



皆様のベストパートナーをめざして

山梨県民信用組合



1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> けんみん信組 相続定期預金 “家族の架け橋”
2.ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様で相続手続完了後から1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける方。 相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。 お預け入れは、お一人さまにつき当組合本支店のうち、いずれか1店舗となります。 「相続定期預金」の満期資金でのお預け入れはできません。ただし、当初3ヵ月または6ヵ月もの相続定期預金[スーパー定期(単利型)]にお預け入れされ、当該「相続定期預金」の初回満期時に継続書替えする場合は、継続時の預け入れ期間が、1年以上の本商品(スーパー定期)へのお預け入れができます。なお、このお取扱いは初回満期時に1回のみお取扱いができます。
3.お預け入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3ヵ月 ・ 6ヵ月 ・ 1年 ・ 3年 ・ 5年
4.適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 3ヵ月 : 0.550% 6ヵ月 : 0.550% 1年 : 0.040% 3年 : 0.055% 5年 : 0.080% <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合は除きます)</p>
5.払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6.ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認資料 お届け印 「相続手続完了時期」「お預け入れされる方が相続人であること」「相続により取得した金額」が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 【例】 ◆遺産分割協議書の写し ◆金融機関に提出した相続依頼書等の写し ◆遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し + 被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ◆戸籍謄本の写し + 被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
7.中途解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、「自由金利型定期預金(M型)規定」に基づきお支払いいたします。
8.その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日または満期日から書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 この預金は証書式によるお取扱いとなります。(通帳式または総合口座のお取扱いはできません) この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 金利環境の変化、募集状況等によっては、お取扱い内容を変更、または新規申込の受付を中止する場合がございます。

令和6年4月1日現在

皆様のベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合